

# リリーフローン

平成 26 年 4 月 1 日現在

1. 商品名	リリーフローン（公的住宅融資つなぎ資金）
2. 融資対象	次に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的融資又はフラット 35 の申込みから融資実行まで当金庫を取扱受託金融機関とされる方</li> <li>・ 公的融資又はフラット 35 の資金を利用する資格を得た方            （フラット 35 の場合、「買取仮承認通知書」を得た方）</li> </ul>
3. 資金使途	住宅の完成により次の融資が実行されるまで、住宅の工事代金で工事請負業者に支払う資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フラット 35</li> <li>・ 県、市、町個人住宅貸付</li> </ul>
4. 融資金額	100 万円以上 3,000 万円以内で、次の範囲内とします <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終諸費用分の資金が返済用口座等に確保されている場合            「公的融資等の融資総額の 100%以内」</li> <li>・ 最終諸費用分の資金確保が確認できない場合            「公的融資等の融資総額の 95%以内」</li> </ul>
5. 融資期間	・ 1 年以内（但し、公的融資金等が交付された時点で返済いただきます）
6. 融資利率	・ 固定金利 「当金庫短期プライムレート - 年 0.5%」
7. 返済方法	元金返済方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証書貸付の場合、期日一括返済</li> <li>・ 公的融資金等受領日と同日に、貸付金へ充当します</li> </ul> 利息支払方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証書貸付での利息徴求は、後取りとします</li> </ul>
8. 担保	原則として不要です （但し、土地の権利証・根抵当権設定契約書・委任状・印鑑証明等、担保設定の書類を一式徴求し設定留保扱いとします）
9. 保証人	・ 1 名以上必要です（但し、建築業者または同居の親族でも可） ・ 第三者所有の土地を設定留保扱いとした場合は、その第三者を保証人とします
10. 融資形式	・ 証書貸付 （但し、融資金が 3 ヶ月以内に確実に交付される先に対しては、融資期間 3 ヶ月以内での手形貸付の取扱いを可）
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部お客さまの声担当（9 時～17 時、電話：0120-0988-50）にお申し出ください。 紛争解決措置 静岡県弁護士会（電話：054-252-0008）及び東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お申し込みには事前の審査をさせていただきます</li> <li>・ 審査の結果によってはご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください</li> <li>・ 現在の融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください</li> </ul>